

マイナポイント事業の概要と課題

本田正美^{†1}

2016年からマイナンバー制度が本格的に制度運用されている。同制度は、社会保障・税・災害対策の各分野において日本に住民票を有する者に振られたマイナンバー(個人番号)を活用することを目的とする。このマイナンバー制度にかかわり、マイナンバーカードの普及促進や官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として、マイナポイント事業が開始されることになった。本研究では、2020年に実施が予定されているマイナポイント事業の概要を確認し、その課題を論じるものである。

Overview and issues regarding the "Maina-point" initiative

Masami HONDA^{†1}

My Number system has been in operation since 2016. This system aims to utilize the My Number (individual number) given to those who have a resident card in Japan in the fields of social security, tax, and disaster countermeasures. In relation to this My Number system, the "maina-point" initiative will be started with the aim of promoting the spread of the My Number cards and building a public-private cashless settlement platform. In this research, the outline of the project scheduled to be implemented in 2020 is confirmed, and its problems are discussed.

1. はじめに

日本では、2016年からマイナンバー制度が本格的に制度運用されている。同制度は、社会保障・税・災害対策の各分野において、日本に住民票を有する者に振られたマイナンバー(個人番号)を活用することを目的として創設されたものである。

このマイナンバー制度にかかわり、マイナンバーカードの普及促進や官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として、マイナポイント事業が開始されることになった。

本研究では、2020年に実施が予定されているマイナポイント事業の概要を確認し、その課題を論じる。

2. マイナンバー制度におけるマイナンバーカード普及の遅れ

日本では、2016年からマイナンバー制度が本格的に運用されている。これは、2013年に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき構築された制度である。

番号制度は世界的に導入されているもので、日本でも何度か導入が試みられてきたところ、利用範囲を限定するかたちでマイナンバー制度が整備されることになったのである[1]。

マイナンバーは市区町村の住民を識別する12桁の数字である。住民基本台帳に記録されている全ての住民に対して11桁の数字が住民票コードとして与えられており、この

住民票コードを変換することで、その12桁の数字が作成されている。

12桁から成るマイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野において法令で定められた手続のために利用されている。法令で定められた目的以外でのマイナンバーの利用は禁じられている1。

マイナンバー制度にあつては、マイナンバーカード(個人番号カード)が各人に交付されている。マイナンバーカードはプラスチック製のカードであり、表面に本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されている。裏面には、マイナンバーが記載されるとともに、電子証明書を利用するためのICチップが搭載されている。

マイナンバーカードは身分証明書として利用可能である。また、各種の行政手続時に、マイナンバーカードの電子証明書で本人認証を行うことが可能であり、これを用いてコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得可能である。さらに、e-Taxのような電子申請を行う際にも利用することが出来る。

2020年3月1日時点で、マイナンバーカードの交付率は全国で約15.5%である。特別区・市で全国トップの交付率なのが宮崎県都城市で約33.6%、町村でのトップが新潟県粟島浦村で約59.5%である[2]。

マイナンバーは全ての住民に付与されており、通知カードによって既に番号自体は住民に知らされているが、そこからマイナンバーカードの交付には必ずしも至っていない。

1 マイナンバー制度の概要については、内閣府のWebサイト「マイナンバー制度について」を参照した。
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html>(最終アクセス2020年4月23日)

^{†1} 関東学院大学
Kanto Gakuin University

マイナンバーカードの取得促進のための施策が展開されているが、それが十分な効果を上げていないのである。

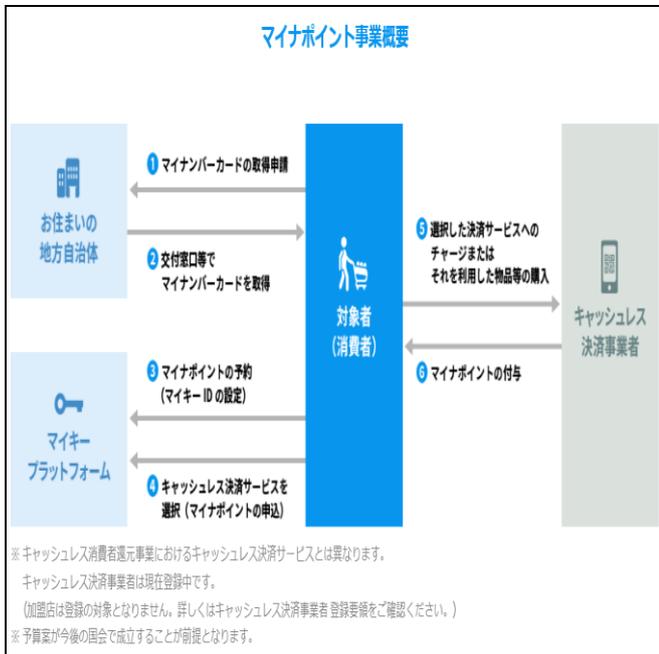
マイナンバーカードは、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを利用する際に必要となるなど、政府としては、その取得を進め、あわせて利用も図りたいところである。

そのような背景の下で、2019年10月の消費税増税を機に「キャッシュレス・消費者還元事業」が開始された。同事業は2020年6月までの期限限定であったが、これを引き継ぐかたちで2020年9月からマイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済の促進を目的とした総務省による新たな事業として「マイナポイント事業」が開始されることになった[3]。

3. マイナポイント事業の概要

マイナポイント事業は、「マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業です」[4]とされている。つまり、マイナポイント事業は、取得が必ずしも進んでいないマイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済基盤の構築の二つの課題をマイナポイントの導入によって解決しようとする事業である[5]。

図 1 総務省によるマイナポイント事業の概要図



(出所：[4]より引用)

その事業概要は、以上の図 1 のとおりである。

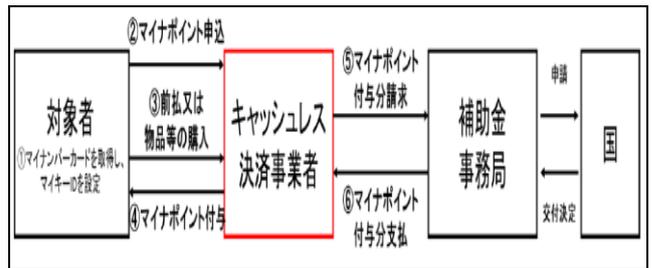
対象者(消費者)はまずマイナンバーカードを取得する(図 1 中の①と②)。次に、マイナポイント利用のための予約(マイキーID の設定)と申込を行う(図 1 中の③と④)。こ

こで、2020年7月以降は、マイナポイントの付与を希望する決済サービスが選択可能になる[6]。

マイナポイントの利用は登録されているキャッシュレス決済事業者を介することになる(図 1 中の⑤と⑥)。登録されているキャッシュレス決済事業者へのチャージやそれを利用した物品等の購入を行うと、マイナポイントが付与される。マイナポイントのプレミアム率は、チャージ額または購入額の 25%で、利用上限は 5,000 円分である[4]。

マイナポイントの付与期間は、2020年9月1日から2021年3月31日である。

図 2 マイナポイント事業費補助金の概要



(出所：[7]、p.4 より引用)

キャッシュレス決済事業者は対象者にマイナポイントを付与し、その付与分について補助金事務局に請求を行う(図 2 中の⑤)。これに対して、補助金事務局は付与分を支払う(図 2 中の⑥)。補助金事務局は国に対して申請を行い、交付を受ける。

つまるところ、マイナポイント事業は国による補助事業であり、マイナポイントについてキャッシュレス決済事業者は 10 分の 10 の範囲内で国から補助を受けることとされている[7]。

既に、キャッシュレス決済事業者の登録が進んでおり、登録キャッシュレス決済サービスの一覧も公表されている[8]。ここでは、決済事業者と決済サービス名、付与ポイント名が公開されている。例えば、株式会社ファミマデジタルワンの場合、決済サービス名「FamiPay」、付与ポイント名「FamiPay」となっている。この事例に見られるように、新たにマイナポイントが付与されるというよりは、キャッシュレス決済利用時に付与されてきた既存のポイントに合わせてマイナポイント分が付与されるという運用を行う事業者が多いようである。

対象者(消費者)は、マイナンバーカードを取得し、なおかつキャッシュレス決済を行うことで、一定のポイントを得ることが出来る。付与されたポイントは選択された決済サービスが利用可能な商店等で利用可能であり、さらなるキャッシュレス決済に利用されることとなって、消費の拡大につながる事が期待される。

2 マイナポイントは、1 ポイント=1 円として扱われる。

4. マイナポイント事業の課題

マイナポイント事業においてマイナポイントの取得が可能なのは 2020 年度中の 7 ヶ月間であり、事業の予算は 2020 年度予算で総額 2478 億円となっている[9]。事業の進捗次第では、2021 年度以降も予算が確保されて、事業継続が図られる可能性もあるのかもしれないが、事業開始には期間限定である以上、短い期間で事業の広報から利用までを実現する必要がある。短期間での事業であるがゆえに、マイナンバーカードの交付を既に受けている住民だけが同事業を利用することになり、新規のマイナンバーカードの交付にはつながらないといったことも想定され得る。短期間で事業の認知からマイナンバーの取得という行動変容、そしてマイナポイントの利用によるキャッシュレス決済の促進にまで至らしめなければならないという時間的制約の克服がマイナポイント事業の第一の課題である。

これまでマイナンバーカードの交付が必ずしも広まっていなかった[2]。その原因のひとつとして、マイナンバーカードを取得しても、その利用が行政手続を行う際くらいしか想定され得なかったことがあげられるだろう。政府側から見れば、マイナンバーを利用した電子申請の利用が進めば、それで事務効率の向上につながるのかもしれないが、住民側からすれば行政手続を電子的に行うために、わざわざマイナンバーカードを取得しようとはなりにくいことが予想される。かような状況下で、マイナンバーカードを利用することで何らかの便益が得られれば、その取得が広まる可能性もある。ただし、マイナンバーカードの取得に手間を要することには変わりはなく、取得の手間を上回る便益が認識されないと、そもそもマイナポイントを利用するためにマイナンバーカードを新たに取得しようとならず、結果として交付率の向上にはつながらない可能性がある。これまでも、政府は経済対策としてプレミアム商品券政策を実施するなど、消費を喚起する取り組みを実施してきた。[10]によれば、プレミアム商品券政策について、プレミアム商品券の非購入者はプレミアム率が自身の望むプレミアム率を満たさなかったためにプレミアム商品券を購入しなかったとされている。このほどのマイナポイント事業もポイント付与による消費喚起策であると位置づけることが出来るが、ポイント付与による便益が十分に認識されないと、その利用が進まないことが予想される。これがマイナポイント事業の第二の課題である。

最後に、マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及促進や官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする。つまり、二つの目的を一つの事業で達成することが目標とされている。この場合、事業終了後に、事務事業評価をいかに行うのが課題となる。例えば、マイナンバーカードの新規交付が進んでも、マイナポイントの利用が進まずに、キャッシュレス決済基盤の整備にはつながらない。

あるいは、マイナンバーカードの新規交付は進まないものの、マイナポイントの利用は進み、キャッシュレス決済基盤の整備に資する結果となる。以上のいずれの可能性も想定され得るところである。本稿執筆段階では、事業開始前であり、どのような結果となるのか予見不能であるが、既にマイナンバーカードを取得している住民が既に十分なキャッシュレス決済基盤を整備している企業のサービスを利用して、単に追加のポイントを得るだけとなると、事業の目的が十全に達成されないということになる。いかに二つの目標と達成し、なおかつ事後に評価を行うのがマイナポイント事業の第三の課題である。

5. おわりに

本稿では、2020 年度に実施が予定されているマイナポイント事業の概要を確認し、その課題を論じた。

マイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済基盤の整備という二つの政策課題に対応する事業としてマイナポイント事業の実施が予定されている。しかし、二つの課題を一つの事業で克服出来るのか否か不透明である。

[11]によると、マイナンバーカードを活用することで、誰もが ICT の恩恵を受ける社会を作ることが日本政府における政策目標とされている。マイナポイント事業にあっても、いかにマイナンバーカードの普及を実現していくのが特に問われることになるものと考えられる。

参考文献

- 1 羅芝賢：番号を創る権力、東京大学出版会、(2019)
- 2 総務省：マイナンバーカード交付状況(令和 2 年 3 月 1 日現在)、(2020) https://www.soumu.go.jp/main_content/000674166.pdf (最終アクセス 2020 年 4 月 23 日)
- 3 石松研、浦岡教之、大利真之：総務省の 2020 年度予算案 「マイナポイント」付与、カード普及に重点：ローカル 5G 展開で地域課題解決、地方行政、pp.8-12、(2020)
- 4 総務省 Web サイト：マイナポイント事業、<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/about/> (最終アクセス 2020 年 4 月 23 日)
- 5 圓増正宏：マイナンバーカードを活用した消費活性化策としての「マイナポイント事業」の解説、J-LIS = ジェイリス：地方自治情報誌、6(12)、pp.18-21、(2020)
- 6 総務省 Web サイト：マイナポイントの予約方法、<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mykey-get/> (最終アクセス 2020 年 4 月 23 日)
- 7 一般社団法人環境共創イニシアチブ：マイナポイント事業キャッシュレス決済事業者登録要領、(2020)
- 8 総務省 Web サイト：登録キャッシュレス決済サービス、https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/about/payment_service/ (最終アクセス 2020 年 4 月 23 日)
- 9 総務省自治行政局地域力創造グループマイナポイント施策推進室：マイナポイントによる消費活性化策について、(2019)
- 10 後藤品：プレミアム商品券の経済行動：購入判断に対する社会的要因に着目して、行動経済学、8、pp.86-89、(2015)
- 11 楠正憲：巻頭 Interview 政府 CIO 補佐官・内閣府情報化参与 CIO 補佐官 楠正憲 マイナンバーカードの活用で誰もが ICT の恩恵を受ける社会に、J-LIS = ジェイリス：地方自治情報誌、6(12)、pp.3-7、(2020)